

## INTERVIEW

# 愛知県弁護士会

# 石原 真二会長

激動する社会の変化を受け弁護士業界も激変している。  
基本的人権の擁護、社会正義の実現を使命とする  
愛知県弁護士会の石原真二会長に  
さまざまな課題について話を聞いた。

## 石原 真二

1985年、弁護士登録。同年4月、石原法律事務所（現・石原総合法律事務所）入所。2001年4月、名古屋弁護士会副会長（1年間）。07年4月、南山大学法科大学院非常勤講師（7年間）。11年8月石原総合法律事務所所長就任。16年4月、愛知県弁護士会会長。



——今夏予定の参院選では憲法改正も争点になると思いますが。

憲法第九六条では、憲法改正手続きを定めており、改正自体を否定するものではありません。時代や社会の変化に合わせて変わっていくこともあると思います。しかし、変わるための必要性があるのか、あるとして、正しい手続きが踏まれているのかが問題となります。

先回の衆院選では集団的自衛権については問題になっていなかったのに、多数を得たとして集団的自衛権の行使を認める解釈改憲を行い、そして、手続き批判を受けたからか、今回は、災害が起きたらどうするのか、と国民が賛成しそうな緊急事態法を掲げ、憲法改正への地ならしをしようとしているのでしょうか。この流れはすつきりしません。

弁護士会は、法律家専門家集団として、立憲主義に違反した閣議決定による集団的自衛権行使容認決議とこれにかかる安保法制には、反対せざるをえません。言うべきところは言わなければならないと考えています。

——司法制度改革の見直しについて。

司法制度改革により弁護士数は増加し法的サービスは拡充しましたが、法的需要は伸びず経済的には厳しい状況になりました。司法修習生は給費が廃止され、また、学生時代にも奨学金貸与を受けており、仕事につくときには数百万円の借金を背負っています。法曹志望者は減少の一途をたどっています。特に弁護士は人権擁護の最後の砦ですので、多くの有為な若者が法曹を目指せるような制度を作ることが急がれます。

——裁判員制度、取り調べの可視化については。

過去の冤罪事件は、無理な自白強要によって生まれました。取調の録音・録画（可視化）が取り入れられるようになりましたが、全事件のわずか三%にすぎず、全事件に広げべきです。また、法廷で自白した部分だけの録音録画を再生すれば、かえって裁判員に誤った印象を与えるだけで、自白に至る全課程を再生しなければ、正確な判断はできません。

——全面可視化によって、かえって真実を話さなくなり、本当の悪人が見逃されてしまう、との声もあります。

——一人の悪人を見逃しても、一人

の無辜の人を罰しては行けません。ましてや死刑が執行されたら、本人はもちろん、家族や周りの人まで取り返しのつかないことになります。可視化により見逃される懸念は、操作能力や手法の向上などで対応すべきものではないでしょうか。

——最近では、少年の凶悪犯罪が目立っています。

少年凶悪犯罪が報道で取り上げられてセンセーショナルになっていますが、少年犯罪を含め犯罪件数自体は減少傾向にあります。加害少年が一番悪いのですが、悪いのは少年だけで、社会や環境は悪くなかったのかを考える必要があります。少年には可塑性があり、社会が早い段階で対応すれば、更正することは容易です。しかし、具体的な協力を求めても理解が得られない、総論賛成でも各論反対で難しいことが多いです。

——死刑についての考えは。

死刑については、被害者や遺族のお気持ちからすると死刑廃止につ

ては大変悩むところです。しかし、死刑が一旦執行した後、それが誤判だった場合取り返しはつきません。死刑を含めた刑罰の問題は、最期には哲学的なところに行き着くと思いますが、私たち法曹界は、国民の気持ちを正しく汲みながら、社会がより良くなるためにその使命を担っていくしかありません。

——原発問題については。

福島のご自己から五年経ちました。経済界は原発稼働を望んでいます。が、安全神話が崩れて事故が発生し、未だ原因も究明されず、事態も収束していない現状を踏まえると、原発については消極的にならざるを得ません。原発以外のエネルギー政策を考えた方がよいのではないのでしょうか。大震災以降、原発は止まったが、電力は不足しなかった。これまで資源の乏しい日本は、技術力で資源不足をカバーしてきました。原発に代わるエネルギー政策も可能だと思います。

——超高齢化で成年後見人制度など弁護士役割も変化しますか。

○一年に県弁護士会の副会長を務めた時の日本の人口は一億二七〇〇万人でした。現在も人口は変わっていませんが圧倒的に高齢化は進んでいます。認知症や介護が大きな問題となり、かつては家族の問題とされてきた部分に、弁護士が関わるようになってきました。高齢者を保護する制度として、成年後見人制度があります。重要な制度ですが、成年後見人が専任されると本人の決定権が失われてしまいます。本人の意思を尊重することは大切でその視点からの制度をさらに検討する必要があります。また、高齢者だけでなく障害のある人たちの中には、何が問題なのか分からない、自ら動くこともできない人もたくさんいます。これらの方に弁護士から積極的に近づいていき（アウトリーチ）、問題に

ど。

依然として弁護士は相談することに敷居が高いと思っている人は少なくありません。よく「書類にハンコを押したけど大丈夫だろうか？」と相談されますが、はんこを押す前に相談していただければ、対処も簡単でスムーズにいきます。

気軽に相談に来ていただくためには、やはり弁護士というものを知ってもらい、利用しやすくなるのが大切です。また、弁護士の活動を知ってもらうことで新たに弁護士を目指す人も出てくるかもしれません。また、日本の経済を支えている会社の九九％は中小企業です。その経営者が気軽に相談できる仕組み作りもしていかなければなりません。併せて法律分野も複雑多岐になり、より専門性が求められており、その期待に応えるために我々も不断の努力を継続していきます。

——会長就任に当たった抱負な

# 弁護士は人権擁護の最後の砦 社会正義の実現に向けた使命を全う

